

官報

昭和五十三年四月十一日

第八十四回 衆議院會議録 第二十一号

昭和五十三年四月十一日(火曜日)

昭和五十三年四月十一日
午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時十四分開議
○議長(保利茂君) これより會議を開きます。

○加藤紘一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(保利茂君) 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告を求めます。社会労働委員長木野晴夫君。

○木野晴夫君 ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)について、河本通商産業大臣の趣旨説明

関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、駐留軍関係離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限をさらに五年延長しようとするものであります。

本案は、二月十六日に付託となり、三月二十八日の委員会において質疑を終了し、本日採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(保利茂君) 内閣提出、石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣河本敏夫君。

す。石油をめぐる国際情勢が流動的である今日、石油の安定的供給の確保は、石油資源を海外に大きく依存するわが国にとって解決を要する喫緊の課題であります。このために備蓄の増強を推進していくことは、石油資源の開発促進と並んでエネルギー政策の重要な柱であります。

石油備蓄につきましては、現在石油備蓄法に基づき、民間石油企業により、昭和五十四年度末までに九十日備蓄を達成するべくその計画を鋭意推進しているところであります。このたび、石油備蓄対策の重要性にかんがみまして、格段の拡充強化を図ることいたしました。このため、石油開発公団を石油公団とし、同公団がみずから石油の備蓄を行うこととする等、同公団の備蓄関連業務の拡充強化を図るほか、石炭及び石油対策特別会計から石油備蓄対策等の補助を拡充すること主たる内容として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法は、第一に石油開発公団法の一部改正、第二に石炭及び石油対策特別会計法の一部改正をその内容とするものであります。

まず、第一条は石油開発公団法の改正であります。改正の内容の第一点は、石油開発公団を石油公団とし、同公団の目的に新たに石油の備蓄の増強を推進することを追加することです。

同公団は、従来から石油及び可燃性天然ガス資源開発の中核的な推進機関としての役割りを果たしてまいりましたが、今回の改正で、石油備蓄の増強のための業務も開発業務と並ぶものとなる次第であります。

第二点は、同公団の業務に石油の備蓄をみずから行うことを追加するとともに、従来から石油開発公団法の附則業務として行ってきた民間石油企業に対する資金の貸し付け等、石油備蓄増強のための助成業務を本則化し、同公団の主要な業務の一つとすることです。その他、同公団がみずから行う石油の備蓄業務を円滑に遂行

昭和五十三年四月十一日 衆議院會議録第二十一号

石油開発公団法及び石油貯蔵特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

七二二

し得るよう、所要の規定を設けることといたしております。

第二条は石炭及び石油貯蔵特別会計法の改正であります。改正の内容の第一点は、石炭及び石油貯蔵特別会計の石油勘定から、石油公団がみずから行う備蓄に係る補助を行い得るようになることとあります。これは、同公団による備蓄について、財政的な裏づけを行うものであります。

第二点は、同特別会計の石油勘定から、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための補助を地方公共団体に對して交付し得るものとするものであります。これによりまして、石油貯蔵施設の立地についてより一層の理解と協力が得られることと期待しております。

第三点は、石油の安定的供給の確保を図るためには、石油の生産及び流通の合理化を図ることが重要であることにかんがみ、このために行う事業に對しても同特別会計石油勘定から補助し得るようにすることとあります。

第四点は、以上申し述べました石油貯蔵の実施等に必要なる財源の確保を図るために、石油税の税率に相当する金額を一般会計から同特別会計の石油勘定に繰り入れる規定を設けることとあります。

以上がこの法案の趣旨でございます。(拍手)

石油開発公団法及び石炭及び石油貯蔵特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(保利茂彦) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。清水勇君。

〔清水勇君登壇〕

○清水勇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程となりました石油開発公団法及び石炭・石油貯蔵特別会計法の一部を改正する法律案について、福田総理並びに関係大臣に質問をいたします。

総理、私は、法案に入る前に、まず政府のエネルギー政策の基本姿勢について、お尋ねをいたします。

改めて言うまでもなく、歴代自民党政府は、資源小国の立場を無視し、一貫して資源多消費、公害発生型産業の発展を推し進めてまいりました。だがしかし、その政策は、石油ショックによって破綻を来したのであります。すなわち、世界のエネルギー情勢は、石油供給構造の変化と価格の高騰によって、豊富、低廉の時代から高価格、供給不安定の時代を迎えているのであります。

かくして政府は、成長率よりも消費率が高いエネルギー多消費の経済体制と産業構造の転換に迫られたのであります。にもかかわらず、率直に言って、口にエネルギー政策の転換をうたうだけで、実際には何ら経済政策の転換を進めておりま

せん。最近の不況対策においても、相変わらず列島改造型公共投資と民間の設備投資の拡充に重点を置き、資本の要求を満たす産業構造づくりに力を入れております。これでは、エネルギー危機が叫ばれた四十八年以前の政策と基本的に軌を一にするものであり、公害と環境破壊をますます進行させることは明白であります。

そこで、私が総理に提言したいことは、エネルギー問題を経済政策の制約条件と位置づけ、石油資源や新エネルギー確保の可能性、省エネルギーとエネルギーの有効利用、そして、自然や環境との調和を図りつつ、国民福祉の充実、物価の抑制、公害の絶滅を目標とする経済政策に転換すべきだと思っております。その所信を承りたいのであります。(拍手)

次に、私は、よい機会でありますから、わが党のエネルギー政策に触れつつ、総理並びに通産大臣の所見を伺いたいと思っております。

御承知のように、社会党は四十三年に石油業の集約化と石油法の制定を提唱し、四十八年にはまた石油公団に関する提案を行ったのであります。その際、エネルギーの効率利用の促進、計画的な石油の確保、そして産油国との対等平等な経済協力や共同開発を行うために、

第一に、石油開発公団を石油公団に改め、開発の一元の実施主体とし、輸入業務を行うなど、その機能を強化する。

第二に、石油精製業の集約化を促進するため、

新規設備は特殊法人によることを原則とする。

第三に、エネルギーの効率利用と産業構造の転換を図るため、設備投資、生産、消費、備蓄等を計画的に実施する。

第四に、石油製品価格については、エネルギー資源政策に基づく価格構造を実現するため、一定の公的規制を設ける。

そして、第五に、製品価格や設備投資計画等に對して、消費者の恒常的な監視体制を確立する。等々明らかいたしましたのであります。

顧みて、この内容は先見性に富み、今日の時代の要請にこたえるものと確信するのであります。が、総理は、今回の法改正に当たって、この提案について、取り入れるべきはこれを取り入れるという積極的配慮を払われたかどうか、具体的に御聞かせをいただきたいと思っております。

ここで私は、本法案の中身に触れて質問を重ねてまいりたいと思っております。

一口に言って、本法案の主要テーマは、石油備蓄の増強、なにかんなく国家備蓄にあると思えます。言うまでもなく、IEA、国際石油会議の決定と、わが国が世界有数の消費国であるところから、九十日備蓄に国家備蓄をプラスする石油政策をとることは否定をいたしません。しかしながら、備蓄備蓄の大合唱をかき立て、政府がいま進めんとするタンカー備蓄や洋上備蓄については強い警告を發せざるを得ないのであります。

言うまでもなく、石油備蓄は恒久対策でありま

す。しかるに、タンカー備蓄は二カ年を限度とする臨時対策だと思ひます。それは石油備蓄に主眼を置くのではなく、なすべき対策を怠って、急激な円高を招来した政府の失政のしりぬぐいの性格が強く、また、海運業界へのてこ入れが主眼ではないかと思ひます。(拍手)

タンカー備蓄は世界に全く例を見ず、最も重視すべき安全保障の裏づけもありません。そして、現に特定政治家や特定企業の要請によるとの見方さえ出ております。一体、二十五万トンタンカー二十隻をどこに停泊をさせるというのでしょうか。台風や地震に伴う津波の際はどうするのか。多分政府は、緊急避難を行ふと言われるでしょうが、衝突や座礁事故が起らない保証はどこにもありません。もし事故が発生し、油の流出を起したらどうなるか。

去る三月半ばに発生したフランス、ブルターニュ半島沿岸の二十三万トン級タンカーの座礁事故と同様に、海洋汚染を拡散し、漁業の全滅、環境をどす黒い油で塗りつぶし、住民生活に大被害をもたらすことは目に見えております。いかに円高対策、緊急備蓄が重要だと説明をされても、安全性を軽視する方法は暴挙というほかはありません。この際、総理と通産大臣に再検討と責任ある答弁を求めるものであります。

一方、洋上備蓄も同じ危険をはらむものであります。これもまた、造船産業の不況下にあつて特定企業と結びついたプロジェクトであり、陸上基

地の立地難を口実にしてはおりますが、備蓄政策は二義的となつていふと言わざるを得ません。政府は、二重タンクだから安全だと強調しておりますが、どこにその実証的根拠があるというのでしょうか。研究所内の実験と実際の海洋における現実とのギャップは大きいと言わなければなりません。これまた世界にはほとんどその類例がなく、わずかに小型備蓄の一例を見るにすぎないのであります。わが国ではもちろん技術的にも実証的にも初体験でありますから、想定されるあらゆる面で安全の保証が確保されるまでは急ぐべきではありません。にもかかわらず、これを急ぐのはなぜか。私はそこに重大な疑問を抱かざるを得ないのであります。一たび洋上あるいは海中におけるタンクの事故を想定するとき、それは水島コンビナート事故の数倍という收拾がたい大被害をあらゆる方面に波及させることは、これまた火を見るよりも明らかなことであります。

ところで、備蓄の本命は陸上備蓄にあると思ひのであります。計画によれば、一千万キロリッターの国家備蓄には十萬キロリッターのタンク基地を百二十五基建設しなければならず、九十日分の民間備蓄と合わせて三百三十の備蓄基地を要するといふのであります。しかも一基の備蓄基地は後樂園球場の二倍相当の用地を必要としており、限られた臨海のどこにその立地を求めるのか。また、環境アセスメント法への対応が後退の一途をたどつ

ていることと思ひ合わせて、立地と環境問題、かけがえのない人間の健康と生命、つまり住民福祉との調整をどうつけようとするのか。納得のいく措置が講じられなければなりません。

私は、ここで、備蓄政策に関連する立地問題について多くのトラブルが予想されるだけに、地元への立地に対する要求や条件について尊重することは当然であります。具体的にはどのような考えを持っておられるのか。また、たとえば地元住民の三分の一がノーと言うような場合は、計画を放棄するのが妥当と思ひます。通産大臣の考へをお聞かせ願ひたいと思ひます。

同時に、後退を重ね、最近やっと環境アセスメント法案を取りまとめた環境庁に対し、通産当局はなお反発をしていると聞きますが、備蓄基地の建設等に絡む立地と環境保全の調和等の問題を踏まえて、この際、環境庁長官からも決意ある所信をお聞かせいただきたいと思います。(拍手)

さらにまた、政府は、今回の備蓄政策に当たって、立地問題の円滑な解決を図るとのねらいで、立地促進交付金制度を新設しております。ところで私の心配は、あらかじめ住民の反発、反対を想定するがゆえに、都道府県や市町村を交付金と称する札束で懐柔して、仮にも住民の意思を踏みにじるがごときことはあり得ないことを明確にすべきだと思ひます。

最後に、公団の業務と投融资、特に監査体制についてお尋ねをいたします。

石油開発公団は過去十年間に六十数社に開発を担当させ、事実上何らの業績も持たない休眠会社を含めて、総額三千五百億円を超す投融资を行つております。開発の成功例はきわめて少なく、成功払い制度によって、その返済額はわずかに数億円にとどまっていると仄聞をいたします。このため、開発資金をめぐる黒いウワサが絶えず、公団の甘い汁を吸おうという利権あさり云々、税金のむだ遣い、政治献金の温床などという批判が出てくることに、政府は前向きにこたえなければならぬと思ひます。

さて、資源エネルギー庁の公団備蓄計画によれば、五十三年度からの五年間に備蓄事業に約七千五百億円の支出を見込んでおり、他方、九十日備蓄の達成には総額で一兆六千億円の巨額な資金を必要としております。また、五十三年度の公団予算は約四千八百億円を計上しているのであります。

そこで、私は、かくのごとき膨大な国民の血税がつぎ込まれんとする公団の業務について、たとえば投融资先の企業に何らのチェックが行われていないとか、実績もない企業に投融资を行うという甘い姿勢は改めなければいけません。そして、備蓄政策に伴う巨額な資金の運用を含めて、業務の監査体制を強化し、もつて国民と国会に責任を負う監査体制の確立を期すべきだと考えるのであります。

先ごろの公団総裁人事の政治的決定を見るまでもなく、従来、公団の役員的主流は通産、大蔵の

出身者で占められておりますが、これでは厳しい運営はできません。本法案で公団の性格を大きく変えようとしている今日、政府は人事のあり方に再検討を加え、特に監査体制について、そのチェックの機能を確保するため監事の増強を行い、人選の民主化を図るべきだと思いますが、総理並びに通産大臣の決意のほどを承りたいのでございます。

以上をもって、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田起夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田起夫君) お答え申し上げます。(拍手)

エネルギー事情が非常に窮屈になってきておる、そういう中で政府のエネルギー政策は余り有効に機能しておらぬ、そういうような御指摘でございますが、私は、かねて、数年前から、世界情勢が非常に変わってきた、つまり資源・エネルギー有限時代に入ってきたということを強調をいたしておるわけでありまして、内閣を組織いたしたから、この考え方に立ちまして、従来のようないわゆる高度成長というような考え方ではとうていやっていけない、わが国はいわゆる安定成長路線に思い切った転換をしなければならぬということとを強調し、その路線に従いまして経済運営をいたしておるわけでありまして。

ただ、いま御承知のように非常に経済が不況である。それには有効な需要を政府の力で喚起しなければならぬという必要に政府は迫られておるわけ

でありまして、有効な需要を政府の力によって喚起する。その手段とは一体何だと言いますれば、これはいろいろありましよう。ありましようけれども、最も有効な手段というのは公共事業、これ以外にはない、私はこのように考えるのでありまして、その公共事業を強力に進めておる。それを目しまして、いま清水さんはまた高度成長時代への復元かという御指摘でございますが、そうじゃない。いま政府が進めておる公共事業というのは、それは住宅であり、住宅に関連するところの下水道であり、上水道であり、あるいは道路であり、あるいは治山治水であり、われわれの生活に本当に必要な、そういういわゆる社会資本の整備ということなのであります。

私は、施政方針でも申し上げましたが、そのうちにトンネルは出口が見えるようになる、しかし、そのトンネルを出た先はいままで来た道、つまり高度成長路線へまた返っていくというのじゃない、新しい安定成長社会へ入っていくんだということを強調しておりますが、そのような考え方でやっておるのであります。

また、エネルギー政策につきましましては、これはもちろん非常に世の中が変わってはきておりますけれども、依然として石油のエネルギー源としての地位は高い。そこで、石油の安定的供給、このために努力するということはもちろんでございます。同時にもう一つ考えなければならぬことは、石油にかわる新しいエネルギー源、

つまり原子力でございますとか、あるいはまだ開発にはなっておりませんけれども、核融合でありますとか、そういうような新しい資源開発、こういうことにも着目をしていかなければならぬだろう。同時に、省エネルギー政策、これにつきましても、国民の理解を得ながらこれを強力に進めていかなければならぬ、そのように考えておるのであります。

なお、清水さんからタンカー備蓄あるいは洋上備蓄、これは円高対策だとか海運対策だとか、そういうような考え方です。また同時に、安全性を強調されております。この洋上備蓄でありますとかタンカー備蓄でありますとか、そういう施策を出しておりますけれども、そのそもその考え方というのは、これは石油備蓄そのものにあるわけでありまして、いま、御承知のとおり、九十月備蓄の政策を進めておりますけれども、これから先々の石油事情を考えますと、もっともっと積み増しをしなければならぬ、しかもわが国はいま膨大な外貨を保有しておる、この際こそは大変いい機会である、そのように考えるのでございまして、しかし、陸上に恒久的な石油備蓄基地をつくるということは、これはもう時間がかかる、容易なことじゃない、そこでつなぎとして、いま遊んでおるといふか、過剰状態になつておるところのタンカーを使うということ、これに着目することは当然のことである、このよ

うに考えるのでございするけれども、しかし、御指摘のように、その安全につきましてはできる限り配慮をいたし、いやしくも国民に御迷惑をかけるようなことは絶対にいたしませんから、この点は御安心を願いたいと思っております。

なお、自余の点につきましては、所管大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) まず、石油政策の基本でございますが、第一は、日本の立場から考えまして、石油を安定的に輸入をしていく。どうすれば安定的輸入を確保することができるといふ、それに対する対応策でございます。それから第二は、石油の依存度をだんだんと減少させていくということ。この二つが基本政策でございますが、そのために、政府といたしましては開発、それから節約、備蓄、この三本柱で石油政策を進めておるところでございます。もちろん、これに関連いたしましては、各方面の意見を聞きながら進めておるところでございます。

なお、備蓄政策は、わが国にとりまして非常に重要な課題でございますが、その備蓄の進め方は、地上で備蓄をする方法、地下で備蓄をする方法、洋上で備蓄をする方法、タンカーで備蓄をする方法、幾つかございしますが、やはり本命は陸上で備蓄をする方法にあると考えておりますが、なかなかこれが急速に進みませんので、しばらくの間幾つかの対策を併用して進めていくことが肝心

だと考えております。ただし、その場合には安全性、環境の保全、地元の完全な理解、以上の三点が必要かと考えております。

なお、最後に、石油公団の業務に対して十分監督をすべし、こういう御意見がございましたが、ごもっともな御意見でございますので、今回の公団法の改正に伴いまして、石油公団の果たす使命というものは非常に重大になりますので、十分その使命が果たせますように指導してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣山田久就君登壇〕

○国務大臣(山田久就君) タンカーによる洋上での石油備蓄、また、陸上における石油備蓄基地の立地に当たりましては、海上汚染を含めまして、環境保全に対しては十分に留意する必要があることは当然でございます。このような観点に立ちまして、今後とも関係各省と十分な連絡をとりまして、万遺憾なきを期していきたい所存でございます。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 福田 赳夫君
通商産業大臣 河本 敏夫君
労働大臣 藤井 勝志君
国務大臣 山田 久就君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律

(政府委員退任)

一、去る七日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、七日付をもつて総理府総務副長官秋山進は退職し、また同日付をもつて内閣総理大臣官房管理室長藤井良二は総理府恩給局長に、総理府人事局長秋富公正は総理府総務副長官に、総理府恩給局長菅野弘夫は総理府人事局長にそれぞれ任命されたので、いずれも政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る七日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

総理府総務副長官 秋富 公正

内閣総理大臣官房管理室長

小野佐千夫
総理府人事局長 菅野 弘夫
総理府恩給局長 小原 鐵雄

(政府委員任命)

一、去る七日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、七日議長において承認した秋富公正外三名を同日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

関谷 勝嗣君 田中伊三次君
塚原 俊平君 前尾繁三郎君
田中伊三次君 関谷 勝嗣君
前尾繁三郎君 塚原 俊平君

法務委員

辞任

補欠

田中伊三次君 中島 衛君
前尾繁三郎君 北川 石松君
正森 成二君 安藤 巖君
加地 和君 甘利 正君

北川 石松君 前尾繁三郎君
中島 衛君 田中伊三次君
安藤 巖君 正森 成二君
甘利 正君 加地 和君

外務委員

辞任

補欠

松本 善明君 正森 成二君
正森 成二君 松本 善明君

商工委員

辞任

補欠

米沢 隆君 玉置 一徳君
米沢 隆君 玉置 一徳君

運輸委員

辞任

補欠

決算委員

辞任

補欠

安藤 巖君 松本 善明君
松本 善明君 安藤 巖君

議院運営委員

辞任

補欠

甘利 正君 加地 和君
加地 和君 甘利 正君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

大坪健一郎君 塩川正十郎君
白濱 仁吉君 箕輪 登君
三池 信君 内海 英男君
内海 英男君 三池 信君
塩川正十郎君 大坪健一郎君

昭和五十三年四月十一日 衆議院會議録第二十一号 朗読を省略した議長の報告 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

七一六

箕輪 登君 白濱 仁吉君

(条約受領)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案

公衆浴場法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

安全なコンテナに関する国際条約(CSC)の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案(村山富市君外九名提出、衆法第一四号)

雇用対策法の一部を改正する法律案(森井忠良君外九名提出、衆法第一五号)

以上二件 社会労働委員会 付託

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第

四二号) 科学技術振興対策特別委員会 付託

一、去る七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公衆浴場法の一部を改正する法律案(粕谷照美君外九名提出、参法第八号)(予)

社会労働委員会 付託

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(森下昭司君提出、参法第七号)(予)

商工委員会 付託

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出、衆法第一六号)

地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、第八十回国会、第八十一回国会、第八十二回国会及び第八十三回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法案

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国民年金法等の一部を改正する法律案

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

労働基準法の一部を改正する法律案(村山富市君外九名提出)

雇用対策法の一部を改正する法律案(森井忠良君外九名提出)

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方公営交通事業特別措置法案(細谷治嘉君外六名提出)

(議案通知書受領)

一、昨十日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

北辰電機労働使紛争に関する質問主意書(山本政弘君提出)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十三年二月十六日

内閣総理大臣 福田 赳夫

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「二十年」を「二十五年」に改め、同項ただし書中「行なわれる」を「行われる」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

駐留軍関係離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、駐留軍関係離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を五年延長するものである。

二 議案の可決理由

駐留軍関係離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長すること

は、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度一般会計予算の労働省所管において七十億五百七十一万二千元、総理府所管において六億八千八百八十二万三千円がそれぞれ計上されている。
右報告する。

昭和五十三年四月十一日

社会労働委員長 木野 晴夫
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すべきである。

一 円高・ドル安情勢から、米軍の労務関係予算の不足を理由とした人員整理、労働条件の切下げ等が危くされるので、従業員の雇用、労働条件の確保について万全を期すること。

一 現在勤務している従業員を解雇し、その業務を民間業者に下請切替えを行うことは、極力回避させること。

一 従業員の年間雇用計画のは握に努め、人員整理が予想されるときは、九十日以上予告期間の確保に最善を尽し、事前に十分な調整を行

い、極力整理者の減少を図るよう努めること。
一 就職困難な中高年齢層が多い実情にあるので、再就職促進のため既設の援護措置の一層の充実と制度の効果的な運用を図ること。
一 沖縄県の厳しい雇用情勢に対応するため、離職者の雇用機会を確保するための対策の効果的な実施を図ること。
一 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第十条に基づき特別給付金の増額及び支給区分の拡大を図ること。

昭和五十三年四月十一日 衆議院會議録第二十一号

七一八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大付)
107